

企画競争説明書

業務名称： **バングラデシュ国小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3**

案件番号： **180500**

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月12日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月12日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2023年7月下旬

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」も参照してください。

1/2期：2019年2月～2020年6月

2/2期：2020年7月～2023年7月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めず。

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 石岡 秀敏 Ishioka.Hidetoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月19日（水）12時

（２）提出先・場所：上記4. 窓口

注1）原則、電子メールによる送付としてください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2018年12月25日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注1）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り、

注2）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記4. 窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

ベースライン調査及びエンドライン調査に係る経費
本邦研修に係る経費
デジタル教材開発に係る経費

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

宿泊費：第一期分 16,913千円
第二期分 21,202千円

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) BDT = 1.366990 円
b) US\$ 1 = 113.385000 円
c) EUR 1 = 129.024000 円

- 5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者/カリキュラムマネジメント
 - b) 教科専門家 (算数教材作成支援)
 - c) 教科専門家 (理科教材作成支援)

- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 19.45 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

- 1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年1月28日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加 points *
- ⑤価格 points *
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- （ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。
 - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
 - 2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
 - （ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
 - （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

13 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：途上国における理数科教育に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者/カリキュラムマネジメント）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：理数科教育に係る各種業務（カリキュラム及び教科書・教材開発・改訂、教師教育等）

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付：英語

【業務従事者：担当分野 教科専門家（算数教材作成支援）】

a) 類似業務の経験：算数教育に係る各種業務（カリキュラム及び教科書・教材開発・改訂、教師教育等）

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 教科専門家（理科教材作成支援）】

- a) 類似業務の経験：理科教育に係る各種業務（カリキュラム及び教科書・教材開発・改訂、教師教育等）
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

(○) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月17日(木) 10:00～12:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 208 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いたプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者/カリキュラムマネジメント	(21.00)	(10.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(10.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	3.00
シ) 業務管理体制	-	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力：教科専門家(算数教材作成支援)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：教科専門家(理科教材作成支援)	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第3 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

バングラデシュ国（以下「バ」国という）政府は、1990年に「万人のための教育」宣言の署名以来、ミレニアム開発目標（MDGs）ターゲット2の「全児童が初等教育を修了」の達成に向けて積極的な取り組みを実施してきた。その結果、初等教育の純就学率は1990年の60.5%から2016年には約98.0%（2017年、バングラデシュ政府）に向上し、また初等教育修了率、中退率、卒業までに要する年数のいずれの指標も改善の値を示している等、とりわけ量的側面において大きな進捗があった。しかし、修了率はMDGs及び持続可能な開発目標（SDGs）の目標である100%にはまだ遠く、中途退学の問題もあり、教育内容、教員訓練、教材等の改善を通じた児童の理解力の向上、出席率や修了率の向上等の、教育の質の問題が依然として大きな課題である。2015年に実施された全国学力調査（National Student Assessment、以下「NSA」という）では現在の初等教育修了年次である5年生において、「必要な学力に達した」児童は国語（ベンガル語）で23%、算数では10%（いずれも2015年、「バ」国政府）に留まることが明らかになり、教育の質の課題が改めて示される結果となった。特に算数では、3年生においても約60%の児童が3年生未満の学力水準であるとの結果が出ており、2年生までの基礎的な算数学力の習得で既に躓いている児童が多いことが示されている。

「バ」国政府は1998年～2003年にサブセクターワイド・プログラムである「第一次初等教育開発計画（First Primary Education Development Programme、以下「PEDP1」という）」を8つのドナーと共に実施し、小学校や教員リソースセンターの建設、教員及び行政官の研修、教材開発、情報管理システム構築等が行われた。2004年からは11のドナーの支援を受けて「第二次初等教育開発計画（PEDP2）」（～2011年）が始まり、約4万5000人の教員新規採用、約3万の新規教室建設等、ハード面の整備で顕著な進捗を遂げた。その後2011年からは10のドナーの支援を得た「第三次初等教育開発計画（PEDP3）」（～2018年）のもと、PEDP2にて十分に成果を出せなかった教育の質の改善に取り組んだ。しかし、PEDP3においても、教育へのアクセス面では顕著な成果を達成したものの、学習成果については課題を残した。

2018年7月から開始されたPEDP3の後継プログラムとなる「第四次初等教育開発計画（PEDP4）」においても、引き続き、教育の質の向上が重点課題として取り上げられている。児童の学習到達度を主要な成果指標として、特に、カリキュラムと教科書の改訂、教員養成プログラムの質向上、教員の継続的職能開発の実現に向けた活動が計画されており、本事業はそれらバングラデシュ政府の取り組みを技術的に支援するものである。

JICAは2017年7月に詳細計画策定調査団を派遣し、2018年10月18日にバングラデシュとの間で2019年4月から2023年6月までの4年3か月の技術協力プロジェクト「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」にかかる討議議事録（Record of Discussions: R/D）が署名された。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3

(2) スーパーゴール

全ての学校において、質の高い指導・学習（teaching-learning）の実践を通じ児童が初等理数科カリキュラムに定められた学年毎の必須コンピテンシーを獲得できる。

(3) 上位目標

初等理数科における児童の基礎学力が全国で改善する。

【指標】

全国規模試験（National Student Assessment等）における理数科の結果がベースライン（2017年を想定）を上回る。

(4) プロジェクト目標

初等理数科における児童の理解度が改善する。

【指標】

1・3年生の算数・理科において学年水準以上の理解度を示す児童が2021/22年に2017/18年比率でXXパーセントポイント以上増加する。

算数及び理科において、指導・学習実践が「十分 (satisfactory)」だと評価される授業が2022年に2018年比でXXパーセントポイント以上増加する。

※「XXパーセントポイント」は2018年に実施予定のベースライン調査 (PEDP4の枠組み内でNCTBが実施予定の現状確認調査) の結果を踏まえ設定する。

(5) 期待される成果

- 1) 初等理数科の指導・学習における課題への対処方法が明確になり、カリキュラム改訂の中で対応される。
- 2) 初等理数科の指導・学習における課題が、教科書および指導・学習教材の改訂において対応される。
- 3) 初等理数科の指導・学習における課題に対応できるよう、適切に設計された教師教育研修によって教員が養成される。
- 4) 教員が初等理数科の指導・学習における課題に対応できるよう、適切に設計された継続的職能開発（Continuous Professional Development。以下「CPD」という）を通じて継続的に支援される。

(6) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1. カリキュラム・教材改訂に向けた指導・学習における現状と課題に係る調査の初等理数科に対する技術的助言を行う。
- 1-2. 活動1-1. の報告書における提案に基づき、初等理数科カリキュラムの改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。
- 1-3. 改訂されたカリキュラムに沿って、カリキュラム普及研修の理数科用教材の作成を支援する。

【成果2に係る活動】

- 2-1. 成果1に基づき、1-5年生の理数科の教科書の改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。
- 2-2. 成果1に基づき、1-5年生の理数科の教員用指導書の改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。
- 2-3. 成果1に基づき、必要に応じ、理数科に関係するその他の指導・学習用教材の開発及び／または改訂を支援する。

【成果3に係る活動】

- 3-1. DPEd効果検証調査の理数科分野に対し技術的助言を行う。
- 3-2. DPEd効果検証調査の結果及び改訂された初等カリキュラムを踏まえ、DPEdのカリキュラム及び教材の改訂を支援する。
- 3-3. PTI教官に対する改訂版DPEdカリキュラム普及研修の理数科用教材の開発を支援する。
- 3-4. 校長、地方教育局関係者、URCインストラクターに向けたDPEd研修生に対するメンタリング能力強化のための研修モジュールの開発を支援する。

【成果4に係る活動】

- 4-1. フェーズ2の成果を基に、CPD効果検証調査に対し助言を行う。
- 4-2. 対象者の立場に応じたカリキュラム設計および学校レベルのCPDのモデルを含む、教員および教員研修実施者向けのCPDフレームワークの開発を支援する。
- 4-3. 関連分野のCPDの教材パッケージ（デジタル教材を含む）の開発を支援する。（※）
- 4-4. 活動4-3. に基づきCPD講師の研修実施能力強化を支援する。
- 4-5. 活動4-3. に基づきCPDフレームワークに基づき行われるCPD活動の質の向上に向けた技術的支援を行う。

（※）支援の範囲は、活動4-2. で定められたCPDフレームワークに基づき議論を通じて決定する。理数科及び学校レベルのCPD（授業研究を含む）に関する研修を想定。

(7) 対象地域

バングラデシュ全土

(8) 関係官庁・機関

- ・ 初等大衆教育省初等教育局 (Ministry of Primary and Mass Education, Directorate of Primary Education: MOPME DPE)
- ・ 国家カリキュラム教科書局 (National Curriculum and Textbook Board: NCTB)
- ・ 国立初等教育アカデミー (National Academy for Primary Education: NAPE)
- ・ 初等教員訓練校 (Primary Teacher Training Institutes: PTIs)
- ・ 全国の郡リソースセンター (Upazila Resource Centers: URCs)
- ・ 全国の郡教育事務局 (Upazila Education Offices: UEOs)

3. 業務の目的

「バングラデシュ・小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2018年10月18日にバングラデシュ初等大衆教育省と締結したR/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「小学校理数科教育強化プロジェクトフェーズ3」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) PEDP4における案件の位置づけ

本プロジェクトは、PEDP4の「教育の質」コンポーネントの一環として実施されることから、基本的に本プロジェクトの全ての活動は、PEDP4の活動計画に組み込まれる。従って、プロジェクトの活動に記載されている各種調査、プロジェクトが改訂や作成を支援する教科書や教師用指導書を含む教材の印刷配布およびそれらの導入を目的とした各種研修、プロジェクトの成果や目標の達成度を測るための各種調査等は、基本的には、PEDP4が毎年策定するAnnual Operational Plan (AOP) に組み込まれ、政府予算およびドナー共同体による財政支援により実施される。プロジェクトはこれらの活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、技術支援を行う。

(2) 実施体制

上述のとおり、本プロジェクトはPEDP4に対する技術協力との位置付けであるため、コンサルタントは、JICAバングラデシュ事務所および初等教育アドバイザーと密に協力、調整し、本プロジェクトの活動がPEDP4全体計画および各年の活動計画の一環として実施されることを担保する。また、JICAボランティアの派遣が再開された場合には、特に小学校・教員養成校に配属されるボランティアと密に情報共有・意見交換を行い、効果的な連携を念頭に置いて本プロジェクトを実施する。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

キャパシティ・ディベロップメントを目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化に対応して、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に、本プロジェクトはPEDP4の活動の一部に位置づけられていることから、PEDP4の計画に合わせて支援することが求められる。2018年7月のPEDP4開始後、R/D策定当初に想定されていたスケジュールに変更が生じ、関連部局の活動計画も未だ暫定版であることから、コンサルタントは、PEDP4の改訂計画や進捗状況を随時確認し、これらに対応して、プロジェクトの活動やスケジュールも適宜変更する必要がある。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトのスケジュールや支援内容等について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。

JICAは、これら提言について遅滞なく柔軟に検討し、必要な措置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

(4) 案件のモニタリング（Technical Committeeの設置）

本プロジェクトの進捗等は基本的にPEDP4の進捗監理の枠組み（Joint Annual Review Missions（JARM：年1回）、Joint Consultation Meetings（JCM：年2回）、Program Coordinating Unit（月1回）等）の中で確認する。但し、本プロジェクトは関係機関が多岐に渡ること、またフェーズ2の経験から前述のPEDP4の会合では個別案件の課題について深く議論する時間を確保するのが困難であることから、本プロジェクトの進捗について関係者間で認識を揃え課題に対する対応策を協議する場として年2回（原則JARMやJCMの前月頃とする）初等教育局長（Director General, Directorate of Primary Education）を議長とするTechnical Committeeを設ける。

についてはコンサルタントは、同Committeeの結果をモニタリングシートに取り纏めJICAに報告する。

なお、特に本プロジェクトの活動は全てPEDP4の中で手当てされる前提であるため、成果創出に向けた円滑な活動実施に向けたC/Pとの密な協議が求められ、必要に応じてTechnical Committee以外の場も含めたコミュニケーションチャンネルを確保すること。

(5) PEDP4のモニタリング・評価調査への参加

PEDP4では、「バ」国政府や財政支援ドナー等により中間レビューやインパクト評価などが実施される予定である。これら調査・評価の基礎資料として、実施した技術協力の成果及び目標達成度、業務実績等について、具体的データを用いて整理する。コンサルタントは、同評価調査の実施に協力する。

(6) PEDP4にてプロジェクト開始前に実施される関連活動のフォロー

PEDP4は2018年7月に既に開始されており、「2. プロジェクト概要」に記した活動(1. 1, 3. 1, 4. 1~4. 2)に関連して実施される各種調査やCPDフレームワーク開発は、プロジェクト開始前に実施され、場合によっては終了している可能性がある。JICAは、プロジェクト開始前までに実施される本プロジェクト関連の調査や活動について、初等教育アドバイザーやローカルコンサルタント、有識者を中心に技術的インプットを行いフォローする。コンサルタントは、プロジェクト開始前に実施される活動やその結果について、上述した関係者と十分にすり合わせを行い、適切な追加支援を行うこと。本プロジェクト関連の調査等の詳細は以下の通り。

① Studies on Effectiveness of Primary Curriculum, Needs Assessment and situation analysis (NCTB調査) (活動1.1に関連)

PEDP4にて実施されるカリキュラム・教科書・教員用指導書改訂は、教育省傘下のNCTB(National Curriculum and Textbook Board)が主導する。2018年11月現在、NCTBは、現行カリキュラムの効果および現状・ニーズを分析することを目的とした調査を実施している。次期カリキュラム・教科書改訂は、同調査の分析結果を踏まえて行われる予定。これらの調査の分析結果の取り纏めは、本プロジェクト開始前に実施される予定であるため、案件開始後すぐに、これらに関わったJICA関係者(初等教育アドバイザー、ローカルコンサルタント、有識者等)からもヒヤリングを行い、同調査および分析結果を十分に把握した上で、理数科カリキュラム・教科書改訂を支援する。

② Effectiveness Study on Diploma in Education (DPEd) Curriculum (DPEd効果検証調査) (活動3.1に関連)

「バ」国では、教員として採用された後に、初等教員訓練校(Primary Teacher Training Institute:PTI)で研修を受けて正式な教員資格を取得する仕組みとなっており、現在の主要な初任者研修がDPEd(18か月間、Diploma)である。PEDP4で計画されているDPEdのカリキュラムおよび教材の改訂は、NAPE(National Academy for Primary Education)が主導する。

2018年11月現在、NAPEは、DPEdカリキュラムの効果検証調査の実施準備中であり、同調査の分析結果及び改訂された初等カリキュラムを踏まえて、次期DPEdカリキュラム・教材改訂が行われる予定。分析結果の取り纏めは、本プロジェクト開始前に実施される予定であるため、調査に関わったJICA関係者(初等教育アドバイザー、ローカルコンサルタント、等)からもヒヤリングを行い、本プロジェクト開始後すぐに同調査および分析結果を十分に把握した上で、理数科に関するカリキュラム・教材改訂を支援する。

③ Continuous Professional Development (CPD) 効果検証調査およびフレームワークの開発 (活動4.1~4.2に関連)

PEDP4では、教員および教育関係者の継続的職能開発 (CPD) のためのフレームワーク (カリキュラム) を策定し、これに対応する研修モジュール・教材等を作成し、その実践を支援する。プロジェクト開始前に、NAPEが主導する形でCPD効果検証調査およびCPDフレームワーク開発が実施される予定であるが、2018年11月現在、同調査の詳細やCPDフレームワークの構成などは未定である。また、アジア開発銀行 (ADB) やUNICEFなどの他ドナーが、CPD効果検証調査・CPDフレームワーク開発への支援を実施する可能性があるため、他ドナーとも連携して必要に応じた支援を行う。

(7) 支援の対象とする教科

初等教育カリキュラム・教科書・教員用指導書改訂およびDPEDカリキュラム及び教材改訂については、理数科に限定して支援する。

他方、教員の継続的職能開発 (CPD) については、教科に特化した研修については理数科を支援対象とし、教科横断的な取り組みについては、特に学校ベースの研修 (授業研究を含む) に重点を置いて支援する予定。但し、CPDフレームワークがまだ策定されていないため、具体的に支援する教材については最終的に決定していない。なお、CPDフレームワークの策定は2019年7月までに完了予定 (PEDP 4 のYear 1 の Disbursement Link Indicator (DLI)) 。

CPDについては、教科間の一貫性への配慮や無駄な重複がないように取り組むことが肝要である。学校をベースとした教員の職能開発に向けた取り組みがCPDの一環として位置づけられ、授業改善のための有効な手立てとして全国普及されるよう、関係機関と十分に調整する。前フェーズで取り纏めたインパクト調査等の結果も参照し、学校ベースの職能開発へのアプローチ (授業研究等) に対する関係機関の理解の促進に努める。

(8) カリキュラムの一貫性の担保

カリキュラム改訂については、就学前を含む一貫性のある学習指導が重要である。就学前カリキュラム開発はUNICEFが支援することから、UNICEFと連携しつつ、就学前を含めた全体のカリキュラム改善に向けて支援する。

(9) デジタル化への支援

「バ」国では、全ての分野でデジタル化を進める「デジタル・バングラデシュ」政策を掲げており、教育分野においてもデジタル化を進めていく予定である。本プロジェクトにおいても、教員がより分かりやすい理数科の授業を実践できるよう、CPD教材などのデジタル化 (例えば教員用指導書を補完するデジタル教材開発) について検討し、案件開始後「バ」国政府に具体的な提案を行う。

についてはコンサルタントは、デジタル教材開発について提案し、別見積りに計上すること。なお、理数科デジタル教材作成の経験が豊富な民間企業の知見の活用も積極的に検討する。

(10) ベースライン・エンドライン報告書

コンサルタントは、プロジェクトが関与するカリキュラム・教科書・指導書の改訂や研修プログラム等の効果を定量的・定性的に分析し、わかりやすく提示する。

本プロジェクトの全活動はPEDP4の活動計画に組み込まれることから、プロジェクトの成果指標についても、基本的には PEDP4が計画・実施する各種調査で用いられる PEDP4の成果指標と合わせることで、PEDP4の成果達成に対するプロジェクトの貢献が明示できるよう留意する。特に、初等理科の学習状況に関するPEDP4の成果達成については、プロジェクトの貢献が明確に示されることが肝要である。

ベースライン報告書については、NCTB調査により収集されるデータ（例えば子どもの学力状況に関するサンプル調査等）を活用する。これに加えて、PEDP4が実施する各種調査で収集されるデータ（NSA2017や2018、2021年に実施が予定されているEarly Grade Mathematics Assessment等）の活用も検討する。これらの既存のデータを分析の上、ベースライン報告書として取り纏める。

また、エンドライン報告書については、PEDP4で実施する調査に必要なデータを収集できない場合は、プロジェクトにてエンドライン調査を実施する。その際には、ベースライン報告書と比較可能な形となるよう留意する。

なお、ベースラインおよびエンドライン報告書の作成方針については、プロジェクト開始後、JICAと協議の上決定する。これに基づきプロジェクトが取り組む課題の現状（ベースライン）や、これらの課題に対応するプロジェクトの介入（プロジェクトの仮説含む）と期待する変化（エンドライン）等を含め、プロジェクトによる成果をどのように評価、提示するかを取り纏めた評価計画書（案）を作成し、JICAに提出する。同計画書に基づいて、ベースライン・エンドライン報告書を取り纏め、収集したローデータとともに、JICAに提出する。

(11) 国別研修

JICA人間開発部と調整の上、本プロジェクトの関係者を対象とし、プロジェクトに関連した研修内容への調整が可能である。本プロジェクトのカウンターパートに対して日本での技術支援が必要と判断される場合、本契約の枠内で国別研修実施について提案し、別見積りに計上すること。

なお、国別研修の提案については以下の資料を参照すること。

コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

(12) C/Pのオーナーシップの確保

本プロジェクトは、成果品となる改訂版カリキュラム・教科書・教員用指導書などを作成することもさることながら、業務実施のプロセスにおいて如何にC/Pの能力を向上させるかが最も重要である。

コンサルタントは、「バ」国側関係機関の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、行動作業を通じて彼ら必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。また、事業完了報告書の中で、技術支援した内容がどうカリキュラム・教材に反映されたかについても分かりやすく明示すること。

(13) 現地または第三国リソースの活用

「バ」国独自の社会・経済、法体系、商習慣、契約等における要素に配慮することが肝要である。このため、コンサルタントは、現地又は第三国リソース（コンサルタント、NGO等）を情報収集や調査者として積極的に活用すること。

(14) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を「バ」・日両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な広報に努めること。広報メディアとしてはTV・ラジオ・新聞・ニュースレター・ポスター・ホームページ・DVD・SNS等が想定されるが、使用メディアと活用方法について具体的な提案を行うこと。また、JICAが開設する技術協力ホームページのコンテンツの中で、協力活動の進捗状況及び成果等を2か月に1回を目途に広報する。

(15) 安全対策

安全対策に関するJICA事務所からの指示に従うとともに、JICAが設定する安全管理基準を厳守する。また、専門家チームとしても、日常的に治安情報の収集に努める必要がある。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。詳細は、「第3 業務実施上の条件 7. 安全管理及び宿泊料」参照のこと。

(16) 契約の分割

本業務は、以下の2つの契約期間に分けて実施することを想定する。

- ・ 第1期：2019年2月下旬～2020年6月下旬
- ・ 第2期：2020年7月上旬～2023年7月下旬

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無などについて当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

6. 業務の内容

本業務では以下の業務（活動）を実施する（必ずしも時系列の記載にはなっていない）。想定される業務の工程はR/Dに添付のP0のとおりであるが、より適切な工程がある場合にはプロポーザルに含めて提案すること。

(1) 全契約期間を通じての業務

① ワークプラン（ドラフト）の作成・協議（各契約期開始時）

本指示書配布資料、およびその他の日本国内で入手可能な資料情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法および援助協調を含む）、項目と内容、実施体制、並びにスケジュール等を検討する。JICA人間開発部の承認後、ワークプラン（ドラフト）としてとりまとめる。「バ」国教育省などのC/P、並びに関連ドナーにワークプランを説明・協議し、協議結果を踏まえ、最終化する。

② Technical Committeeの設置

本プロジェクトでは、Technical Committeeを設置する。Technical Committeeは原則年2回開催し、プロジェクトの年間計画の策定、進捗確認、重要事項の決定などを行う。

③ 運営指導調査および定期モニタリングに対する協力

コンサルタントは、技術移転の成果および目標達成度、業務実績などの情報提供などを通じ、JICAが実施を予定する運営指導調査（2019年より年1・2回程度）に協力する。

④ 広報

本協力の意義、活動内容とその成果を「バ」国・日本両国の国民各層の理解促進のため、協力活動の進捗状況および成果などを2か月に1回を目途に広報する。

(2) 各契約期間の業務

<第1期：2019年3月～2020年6月>

【第1期国内作業】

① ワークプランの検討（2019年3月）

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、カリキュラム・教科書・教員用指導書改訂、教師教育研修、継続的職能開発など本業務の主要テーマを中心に、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法及び援助協調を含む）、項目と内容、実施体制、並びにスケジュールなどを予備的に検討し、JICA人間開発部の承認後、ワークプラン（ドラフト）としてとりまとめる。計画検討にあたっては、配布資料を参考とする。

② 国別研修の実施

第1期の活動に応じて、「バ」国における教科書・教員用指導書改訂のための能力強化・作業効率促進を目的として、本契約の枠内で本邦研修を実施する。なお、研修対象・内容・期間は下記を参考としつつ、コンサルタントにより提案するものとする。第1期での実施が難しい場合には、第2期での実施を提案することも可能である。

- (ア) 対象：NCTB理数科担当 約4名
- (イ) 目的：カリキュラム・教科書・教員用指導書改訂のための能力強化・作業効率促進
- (ウ) 内容：日本の教育制度・カリキュラム・教科書改訂に関する講義、小学校の視察、「バ」国教科書・指導書改訂作業など
- (エ) 期間：約1か月

【第1期現地作業】（2019年4月以降）

① 成果1に係る活動

活動1-1. カリキュラム・教材改訂に向けた指導・学習における現状と課題に係る調査の初等理数科に対する技術的助言を行う。

「5. 留意事項 (6) ①」に記載の通り、NCTBは、次期カリキュラム・教科書改訂に向けて既に調査を実施中であり、2019年3月までに結果分析及び分析結果を踏まえた提言書の作成が終了する予定である。調査の進捗状況によっては、本プロジェクト開始後にも分析結果の取り纏め作業などを行っている可能性もあるため、必要に応じ技術的助言を行う。また、同調査に関わったJICA関係者（初等教育アドバイザー、ローカルコンサルタント、有識者、等）からヒヤリングを行い、調査結果を十分に把握した上で、現行のカリキュラム・教科書の課題と今後のカリキュラム・教科書開発の方向性を検討する。

活動1-2. 活動1-1. の報告書における提案に基づき、初等理数科カリキュラムの改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。

活動1-1で作成された報告書の提言を踏まえ、児童の学び及び教員の指導の弱点に対応したカリキュラムとなるよう改訂を支援する。必要に応じ、ワークショップ等を開催し、カリキュラム改訂に係る作業効率促進を図る。

② 成果2に係る活動

活動2-1. 成果1に基づき、1-5年生の理数科の教科書の改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。

活動1-1で作成された報告書の提言を踏まえ、児童の学び及び教員の指導の弱点に対応したユーザーフレンドリーな教科書となるよう改訂を支援する。2018年11月現在、2019年9月から2020年7月にかけて1-3年生の教科書改訂が実施される予定であるため、第1期契約では1-3年生の教科書改訂を支援する。また、PEDP4では開発した教科書ドラフトの検証（micro-trials）を実施する予定であるため、理数科部分の実施計画・方法について技術的助言を行う。

活動2-2. 成果1に基づき、1-5年生の理数科の教員用指導書の改訂を支援する

(就学前教育との一貫性確保のための調整含む)。

成果1で改訂されたカリキュラムとの整合性を十分に確保しながら、教員の指導の弱点に対応したユーザーフレンドリーな教員用指導書となるよう技術的支援を行う。必要に応じ、活動2-1と合わせたワークショップ等を開催し、教科書・教員用指導書改訂に係る作業効率促進を図る。

③ 成果3に係る活動

活動3-1. DPEd効果検証調査の理数科分野に対し技術的助言を行う。

「5. 留意事項(6)②」に記載の通り、DPEd効果検証調査は、2019年3月までに終了する予定である。調査の進捗状況によっては、プロジェクト開始後にも結果分析及び分析結果を踏まえた提言書の作成などを行っている可能性もあるため、必要に応じ技術的助言を行う。分析結果の取り纏めが終了している場合は、同調査に関わったJICA関係者（初等教育アドバイザー、ローカルコンサルタント、等）からヒヤリングを行い、提言書の内容をレビューした上で、現行DPEdカリキュラムの課題と今度のカリキュラム・教材改訂の方向性を検討する。

活動3-2. DPEd効果検証調査の結果及び改訂された初等カリキュラムを踏まえ、DPEdのカリキュラム及び教材の改訂を支援する。

活動3-1の結果を踏まえつつ、成果1で改訂されたカリキュラムとの整合性を十分に確保しながら、DPEdカリキュラム及び教材の改訂を支援する。

④ 成果4に係る活動

活動4-1. フェーズ2の成果を基に、CPD効果検証調査に対し助言を行う。

「5. 留意事項(6)③」に記載の通り、CPD効果検証調査は、2019年3月までに終了する予定である。調査の進捗状況によっては、プロジェクト開始後にも結果分析及び分析結果を踏まえた提言書の作成などを行っている可能性もあるため、必要に応じ技術的助言を行う。また、ADBやUNICEFなどの他ドナーも同調査への支援を実施する可能性があるため、他ドナーとも連携して必要に応じた支援を行う。

活動4-2. 対象者の立場に応じたカリキュラム設計および学校レベルのCPDのモデルを含む、教員および教員研修実施者向けのCPDフレームワークの開発を支援する。

活動4-1のCPD効果検証調査と並行して、CPDフレームワークが開発される予定である。CPDフレームワークの内容・構成は未定であるが、JICAがこれまで支援してきた理数科関連及び学校ベースの教員の職能開発について適宜助言する。なお、CPDフレームワーク開発についても、ADBやUNICEFなどの他ドナ

ーが支援する可能性があるため、関連ドナーと密接に連携する。

活動4-3. 関連分野のCPDの教材パッケージ（デジタル教材を含む）の開発を支援する。

教員の継続的職能開発（CPD）を目的とした研修用の教材パッケージの開発を支援する。特に、成果2で開発された教員用指導書が適切に使用され、CPDに活用されるようにデジタル教材の開発を支援する。また、教科横断的な取り組みについては、特に学校ベースの研修（授業研究を含む）に重点を置いて支援する。

活動4-4. 活動4-3. に基づきCPD講師の研修実施能力強化を支援する。

活動4-3で開発された教材パッケージを活用した研修が適切に実施されるようCPD講師の研修実施能力強化のための研修を実施する。

活動4-5. 活動4-3. に基づきCPDフレームワークに基づき行われるCPD活動の質の向上に向けた技術的支援を行う。

CPDフレームワークの内容・構成は未定であるが、CPDフレームワークが開発されCPD活動が開始される際には、同活動の質の向上に向けた技術的支援を行う。

<第2期：2020年7月～2023年6月>

【第2期現地作業】

① 成果1に係る活動

活動1-3. 改訂されたカリキュラムに沿って、カリキュラム普及研修の理数科用教材の作成を支援する。

改訂されたカリキュラムを学校現場に効果的に導入するために、カリキュラム普及研修が実施される予定である。詳細は未定であるが、各学校の校長・教員を対象とした約10日間の研修が想定されている。同研修の際に使用する理数科用教材の作成を支援する。

② 成果2に係る活動

活動2-1. 成果1に基づき、1-5年生の理数科の教科書の改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。

活動1-1で作成された報告書の提言を踏まえ、児童の学び及び教員の指導の弱点に対応したユーザーフレンドリーな教科書となるよう改訂を支援する。2018年11月現在、2020年8月から2021年9月にかけて4-5年生の教科書改訂が実施される予定であるため、第2期契約では4-5年生の教科書改訂を支援する。また、PEDP4では開発した教科書ドラフトの検証（micro-trials）を実施する

予定であるため、理数科部分の実施計画・方法について技術的助言を行う。

活動2-2. 成果1に基づき、1-5年生の理数科の教員用指導書の改訂を支援する（就学前教育との一貫性確保のための調整含む）。

成果1で改訂されたカリキュラムとの整合性を十分に確保しながら、教員の指導の弱点に対応したユーザーフレンドリーな教員用指導書となるよう、第1期契約で支援しなかった学年の教員用指導書改訂に対し技術的支援を行う。必要に応じ、活動2-1と合わせたワークショップ等を開催し、教科書・教員用指導書改訂に係る作業効率促進を図る。

活動2-3. 成果1に基づき、必要に応じ、理数科に関係するその他の指導・学習用教材の開発及び／または改訂を支援する。

必要に応じ、成果1で改訂されたカリキュラムとの整合性を十分に確保しながら、児童の学び及び教員の指導の弱点に対応したその他の指導・学習用教材の開発・改訂を支援する。

③ 成果3に係る活動

活動3-3. PTI教官に対する改訂版DPEdカリキュラム普及研修の理数科用教材の開発を支援する。

改訂されたDPEdカリキュラムをPTI教官に紹介するカリキュラム普及研修が実施される予定である。研修の際に使用する理数科用教材の開発を支援する。

活動3-4. 校長、地方教育局関係者、URCインストラクターに向けたDPEd研修生に対するメンタリング能力強化のための研修モジュールの開発を支援する。

DPEd研修生に対するメンタリングが適切に実施されるよう、校長、地方教育局関係者、URCインストラクターに向けた研修モジュールの開発を支援する。なお、UNICEFなどの他ドナーも同研修への支援を実施する可能性があるため、他ドナーとも連携して必要に応じた支援を行う。

④ 成果4に係る活動

活動4-5. 活動4-3. に基づきCPDフレームワークに基づき行われるCPD活動の質の向上に向けた技術的支援を行う。

CPDフレームワークの内容・構成は未定であるが、CPDフレームワークが開発されCPD活動が開始される際には、同活動の質の向上に向けた技術的支援を行う。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

期	レポート名	提出時期	部数
第一期	業務計画書 (第1期)	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワークプラン	業務開始月 (2019年3月)	英文：4部(先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部(英文・和文)
	ベースライン報告書 (評価計画書含む)	2019年7月	英文：4部(先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部(英文・和文)
	モニタリングシート Ver. 1	2019年9月下旬	英文：4部(先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部(英文・和文)
	プロジェクト業務完了報告書	第一期業務完了時 (2020年5月31日) なお、ドラフトを3ヵ月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	英文：6部(先方2部、JICA4部) 和文：4部 レポートのCD-ROM2部(英文・和文)
第二期	業務計画書 (第2期)	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン	業務開始月 (2020年7月)	英文：4部(先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部(英文・和文)
	モニタリングシート Ver. 2 Ver. 3 Ver. 4 Ver. 5 Ver. 6	2020年12月下旬 2021年6月下旬 2021年12月下旬 2022年6月下旬 2022年12月下旬	英文：4部(先方2部、JICA2部) 和文要約2部 レポートのCD-ROM1部(英文・和文)
	エンドライン報告書	2023年3月	英文：4部(先方2部、JICA2部) 和文要約2部

			レポートのCD-ROM1部 (英文・和文)
	プロジェクト事業完了報告書	第二期業務完了時 (2023年6月31日) なお、ドラフトを3ヵ月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	英文：6部 (先方2部、JICA4部) 和文：4部 レポートのCD-ROM2部 (英文・和文)

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化 (CD-ROM) の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、各報告書の記載項目 (案) は、JICAとコンサルタントとで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料について、各契約終了時点までに完成したものを業務完了報告書とともに提出する。なお、プロジェクト期間中の活動変更などに応じて、提出する資料が変更となる可能性に留意する。

- ① 初等理数科改訂版カリキュラム
- ② 改訂版カリキュラム普及研修の理数科用教材
- ③ 初等理数科改訂版教科書
- ④ 初等理数科改訂版教員用指導書
- ⑤ 改訂版DPEdカリキュラム・教材
- ⑥ 改訂版DPEdカリキュラム普及研修の理数科用教材
- ⑦ CPD教材パッケージ (デジタル教材含む)

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付してJICAに提出する。なお、先方と文章にて合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

(4) 現地再委託の成果品

現地再委託にて実施した業務結果については、業務完了報告書提出時に現地委託業務報告書を提出する。

(5) 収集資料

プロジェクト終了時に契約期間中に収集した資料、データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型様式）を提出する。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- (1) 第1期：2019年2月下旬～2020年6月下旬
- (2) 第2期：2020年7月上旬～2023年7月下旬

2. 業務量目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 33.52 M/M

（全体） 約 75.22 M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務には以下に示す各分野の業務事項を担当する団員が参加することを基本とする。ただし、上記の業務量を超えない範囲において担当分野の変更・追加又は統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、指示書に記載された格付目安を超える提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/カリキュラムマネジメント（2号）
- イ 教科専門家（算数教材作成支援）（2号）
- ウ 教科専門家（算数教材作成支援補助1）
- エ 教科専門家（算数教材作成支援補助2）
- オ 教科専門家（理科教材作成支援）（2号）
- カ 教科専門家（理科教材作成支援補助1）
- キ 教科専門家（理科教材作成支援補助2）
- ク 教員研修1
- ケ 教員研修2/業務調整
- コ 教育評価

3. 相手国側の便宜供与

2018年10月18日付で署名した討議議事録（Record of Discussions: R/D）に基づく。

4. 配布資料/貸与資料

以下の文書について電子データで配布する。

- (1) 要請書
- (2) 事業事前評価表

- (3) 詳細計画策定調査 討議議事録 (Minutes of Meeting)
- (4) Record of Discussions (R/D)
- (5) 修正版Plan of Operation (PO) (「バ」国政府との合意に基づくものではない)
- (6) 技プロ「バ国小学校理数科教育強化計画」(フェーズ1) 終了時評価調査報告書
- (7) 技プロ「バ国小学校理数科教育強化計画」(フェーズ2) 事業完了報告書
- (8) 技プロ「バ国小学校理数科教育強化計画」(フェーズ2) インパクト調査報告書
- (9) Program Document Forth Primary Education Development Program (Feb 2018)
- (10) Document of The World Bank “International Development Association Program Appraisal Document on a Proposed Credit in the Amount SDR 484. 2 Million to the People’s Republic of Bangladesh for the Quality Learning for All Program for Fourth Primary Education Development Program” (March 1, 2018) URL:<http://documents.worldbank.org/curated/en/857071529206219039/pdf/BANGLADESH-QLEAP-PAD-05252018.pdf#search=%27world+bank+bangladesh+education+PEDP4%27>
- (11) NCTB Program for Revision of Pre-primary and Primary Curriculum and Development of Textbooks and Teaching Learning Materials (暫定版)
- (12) Plan for DPEd Curriculum Revision (暫定版)
- (13) NCTB調査 (Effectiveness of Primary Curriculum) コンセプトノート (2018年6月版)
- (14) NCTB調査 (Needs Assessment and Situation Analysis) コンセプトノート (2018年6月版)
- (15) 初等教育アドバイザーTOR
- (16) 現行の理数科教科書 (算数1-5年生、理科3-5年生) (閲覧のみ)

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有するコンサルタントに再委託して実施することができる。

- (1) ベースライン報告書
- (2) エンドライン報告書

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積り書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 機材の管理

携行機材については、コンサルタントが管理を行い、本プロジェクト終了時にJICA

と協議し先方実施機関に引き渡すものとJICAバングラデシュ事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

7. 安全管理及び宿泊料

(1) 安全管理

- 1) 現地調査／業務の実施に際しては、機構の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前（遅くとも出発の14営業日前）に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず1-2名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の度に必ずブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
- ④ JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。

(渡航後)

- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかにJICA事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線LAN接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
 - 3) バングラデシュ国内での安全対策についてはJICAバングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表をJICAバングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICAバングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や

執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

- 4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下の方法により実費精算する。
 - ① ホテル宿泊の領収書（原本）等に基づき、機構所定の宿泊料確認表により、調整単価による宿泊料について JICA バングラデシュ事務所の確認を受け、打合簿を取り交わす。
 - ② コンサルタント等は、精算時には上記打合簿（写）を添付の上、機構所定の精算報告明細書により調整単価による宿泊料を記載（基準単価による宿泊料とは区別して記載）して請求する。
- 5) 執務室についても、機構の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。
- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeure などの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。
- 8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

(2) 宿泊料

宿泊料は定額計上とし、実費精算するが、精算はJICA積算単価を使い格付けに基づいて行うこととする。なお、宿泊費から他の費目への流用は認められない。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、各契約において年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

(2) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定する。

以上